2026年11月16日

各　位

会社名　株式会社海帆
代表者名　代表取締役　守田　直貴
（コード番号：3133　東証グロース）
問合せ先　管理本部長　羽二生　博志
（ＴＥＬ．０５２－５８６－２６６６）

（開示事項の訂正）「2027年３月期半期報告書に係る期中レビューの結論不表明に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が2026年11月13日に公表いたしました「2027年３月期半期報告書に係る期中レビューの結論不表明に関するお知らせ」につきまして、期中レビュー報告書の引用箇所に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

１．訂正箇所

「２．中間連結財務諸表に係る期中レビュー報告書の内容」のうち、「結論の不表明」及び「結論の不表明の根拠」

２．訂正内容　※訂正箇所には下線を引いてあります。

【訂正前】

＜結論の不表明＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社海帆の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年３月31日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、「結論の不表明の根拠」に記載した事項の中間連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、株式会社海帆及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

＜結論の不表明の根拠＞

会社グループは、継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、2023年３月期以降、継続して、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。さらに、重要な後発事象の注記（社会保険料の滞納分に対する差押）に記載のとおり、2026年７月15日、７月21日付で会社の社会保険料の滞納分合計約41百万円につき日本年金機構より保証金返還請求権の差押を受けており、資金が逼迫している状況が認められる。これらのことから会社の継続性の前提に重要な不確実性が認められる。

当該状況に対する経営者の対応策は当該注記に記載されているが、資金繰り改善策の柱となる新株予約権の行使については株価の低迷から困難な状況にあり、会社は新たに新株発行に向

けて関係者と協議をしている状況にあり、当監査法人は、経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することの適切性に関して、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。

以上から、当監査法人は、上記の監査範囲の制約を受け、前連結会計年度に引き続き、当中間連結会計期間においても、資金の逼迫が深刻であり、会社の継続性の前提についての重要な不確実性が中間連結財務諸表全体に及ぼす影響は重要かつ広範であるため、当監査法人は上記の中間連結財務諸表について、結論を不表明とすることにした。

【訂正後】

＜結論の不表明＞

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社海帆の 2026 年４月１日から 2027 年３月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026 年４月 1 日から 2026 年９月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、「結論の不表明の根拠」に記載した事項の中間連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、株式会社海帆及び連結子会社の 2026 年９月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

＜結論の不表明の根拠＞

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、2023 年３月期以降、継続して、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。また、当中間連結会計期末において未払法人税等及び未払消費税等 228 百万円並びに未払金 1,413 百万円を計上しており、これらの一部については支払期日を経過している。このような状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。さらに、重要な後発事象の注記（社会保険料の滞納分に対する差押）に記載のとおり、2026 年 10 月 2 日、10 月９日及び 10 月 20 日付で会社の社会保険料の滞納分合計約 37 百万円につき保証金返還請求権等の差押を受けており、資金が逼迫している状況が認められる。これらのことから会社の継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。

当該状況に対する経営者の対応策は継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、資金繰り改善策について、国内外の投資家及び資金提供者との間で複数の資金調達案件について協議を継続しているが、会社の株価の低迷から資金調達の実行が不確実な状況にある。従って、当監査法人は、経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することの適切性に関して、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。

以上から、当監査法人は、上記の監査範囲の制約を受け、前連結会計年度に引き続き、当中間連結会計期間においても、資金の逼迫が深刻であり、会社の継続企業の前提についての重要な不確実性が中間連結財務諸表全体に及ぼす影響は重要かつ広範であるため、当監査法人は上記の中間連結財務諸表について、結論を不表明とすることにした。

以　上